

『文句要伝』『玄文止諸御抄出処』私考

大 平 宏 龍

一、はじめに

日隆聖人（一三八五—一四六四）の遺された、いわゆる御聖教類は、その内容によって幾つかのグループに分けることができる。その一つは、隆師の天台学研究の後を示すものと考えられ、更にもその中で、宗祖日蓮大聖人の御遺文の立場から、天台三大部を解釈することを、三大部の文に当たって実際に試みられた成果の一部を示すものと考えられるのが、『文句要伝』と『玄文止諸御抄出処』である。前者については曾て少しく言及したことがあるが、ここに改めてその書誌的事情と内容について紹介を試みる理由は、両者共に、宗祖門下に伝えられる文献の中で、管見に於いて他に類を見ないと思われるからであり、又このような文献の存在を視野に入れることで、隆師の教学思想にたいする、より一層具体的なアプローチが可能であろうと考えるからでもある。

二、文句要伝

(一) 書誌的問題

京都市本能寺に隆師の真蹟が格護されている『文句要伝』（以下「要伝」）一卷は、従来、伝写されることはあつて

『文句要伝』玄文止諸御抄出处私考

も、隆師の他の著述に比して、正面からとりあげられることは殆どなかったものの一といえよう。それは、後述のように、「要伝」の内容に帰因するのである。しかし、今日、隆師教学の成立過程を考察する上では、大変重要な資料の一であると思われる。

まず『文句要伝』の名称は、別稿でもふれたように、他筆の題簽にあるもので、現存の真蹟本にみる限りでは隆師自撰ではない。そして隆師自筆の内題は「文句下」〈文句のしも〉となっている。形態は卷子本で、表紙が付せられている。『本能寺文書・什宝等目録』によれば、法量は二七・六×八一七・一極²で、隆師関係の文献としては、比較的量が少ない方である。「要伝」の奥には、次の如き識語がある。

當流唯授一人之要傳 隆師御筆也 可尊貴々々々

南無妙法蓮華經 南無日蓮大菩薩等
日隆聖人 日與聖人

日仙花押

(以下、他筆) (印文、本能)
本能寺常住 印

此一卷 衍師寄附也

この識語にある日仙とは、恐らく詮量院日仙師（一四七六―一五五八）のことであり、日衍とは、両山一四世日衍師（一五一一―一五八九）のことであろう¹。即ち、この要伝は仙師の旧蔵本であったが、どのような事情であったか衍師の手許に渡り、衍師によって本能寺の所蔵となったものである。

要伝の本文は、すべて隆師の真蹟であり、僅かながら見消や書き込みもみられる。現存真蹟本には著作年月等を知る記事は無い。そこで筆蹟についてみると、『弘経抄』とよく似た印象をうけるが、『宗要集』とは明らかに年代が異なり、恐らく『弘経抄』より少し前に位置するのではないかと推量される。

(二) 隆師文献中の位置

「要伝」は、隆師文献中では、メモ・覚書の類に属するもので、著作ではなく、いわば隆師教学形成の過程を窺い知る好資料の一である。『文句要伝』の題号は、隆師著作中の『当家要伝』に類似しているが、後者が当家法門の論述であるのに対して、『文句要伝』は天台大師の『法華文句』の内容に関連する宗祖御遺文の題名と、当該箇所短引用文を載録するもので、内容的には、『文句要伝』に類するものは、後述の『玄文止諸御抄出所』があげられるのであり、『文句要伝』は『玄文止諸御抄出所』の『法華文句』の項を、更に詳述したものと見え、隆師自筆の内題「文句の下」がその事を示唆している。ただし、現存本の成立順序は、後述のように、『文句要伝』の方が先であるとみられ、また「文句の下」に準じて「玄義の下」及び「止観の下」が存在してもよい筈であるが、それらは管見において、今日までの所、未だ見出されてはいず、過去に存したという記録もないようである。

(三) 内容について

「要伝」は、天台大師の『法華文句』十巻について、順次、その内容と関連する内容をもつ宗祖御遺文を列举し、ある場合には、御遺文中の一節を抄録・取意等して記するものである。例せば、「要伝」の最初は

文句下

『文句要伝』玄文止諸御抄出処私考

『文句要伝』玄文止諸御抄出処私考

一卷 撰時抄上云文句十卷、始自如是我聞終至作礼而去二字一句、因縁ル

観心四釈作給

四要呂事 法華題目抄 法華取要抄広略要 松野抄十如是我聞自我偈題目 真間供養抄

唱法華題目抄方便寿量一年三千 開目抄上意 月水抄方便寿量一部肝心也

依智抄云十如実相為一部肝心云 兄弟抄云捨一字一点殺千万父母

序下 報恩抄下云如是我聞上妙法○經一部肝心

(以下省略)

の如く、『文句』第一卷分の冒頭で、四種釈に関して『撰時抄』の文に注意し、四要呂に関しては、『法華題目抄』以下九書をあげ、序の下は『報恩抄』の一節に注意している。このような仕方では、『文句』第十卷の普賢品の下まで記されており、現存本が完本であることがわかるが、同時に今の「文句のしも」とは「法華経のしも」と同義であることも理解され、この点は後述の如く「要伝」の性格を考える上で重要である。

「要伝」に取りあげられた宗祖御遺文は、重複するものを除いて全部で七六篇云が数えられる。

隆師が、このような作業を取って実施された理由は『法華文句』の内容を、(更に言えば、法華経を)、宗祖の解釈に忠実に従って解釈しようとする態度に外ならない。すなわち、隆師のこのような作業は

日存聖人仰に云く、当門流の法門は、御抄を以て能眼・能照と為し、玄文止の六十巻をもって所眼・所照と為して、中古已来天台宗の法門に真偽を加へ、邪正を分つて捨邪帰正する法門なり。云

という方法を具体的に実施した結果生じたものである。

そこで、いま試みに『弘経抄』の四種釈に言及された箇所を参照すれば、第九巻に「第三、入文判釈下二、一序正流通三段、二四種釈」とあって、第九巻の後半より、四種釈をのべ、第十巻の終に及んでいる。云『撰時抄』の文は、

『法華文句』一部が、妙法華經の解釈においては天台大師が一貫して「因縁・約教・本迹・觀心」の四種の解釈法を以て臨んでいることの指摘であるが、隆師が、殊更、多くの紙数を費して四種釈に言及するのは、大いに理由のある所で、周知の如く、天台大師は、法華經解釈にあたり、一經三段・二經六段の分品を示すが、主意は本迹一致であり、一經三段の意において『法華文句』の解釈もなされている。ところが、隆師によれば、宗祖の法華經觀は本門正意であり、

流儀に云く、本門流通の日蓮宗は此の二經六段の意に依て宗旨を立て教觀を論ず。故に諸御抄は二經六段の經旨に依て之を作り末代相應の本尊を顯すなり。此の本尊は上行要付の妙法蓮華經なり。……故に知りぬ、二經六段は本門の意なり。

の如く、二經六段門の上に教相をみてゆく立場を鮮明にされている。然し、宗祖御自身は法華經一部に亘る詳細な解釈を残されていず、宗祖滅後の門下諸師の解釈は、天台・妙楽の原始天台の立場、或いは、日本中古天台の本覚思想の影響を受けた立場など、種々の解釈がなされるようになった。それ故に、宗祖の本義に帰り、そこから明確で具体的な結論を導かねばならないと自覚し、実際にそれを実行した結果が隆師の著述とみられるのである。

『弘經抄』が、本門為勝の立場において法華經を解釈するのであれば、四種釈についても、自から釈意の相違が生ずる筈であり、像法天台のいわゆる外適時宜の天台の面と、末法日蓮の、いわゆる内鑑冷然の天台の面とが區別されねばならないとされる。特に隆師の教相論は、教部權実本迹と次第して論じられるべきであるとされる故に、迹門における本迹釈、本門における約教釈が特に問題となるのであり、隆師も

義に云く、此の四釈を以て一部を消するに序と流通とは消釈具さにこれあり。正宗迹本には迹門には本迹、本門には約教相当せずと雖も、義を以て具さに四種の釈之を用ふるなり。又正宗の意、四種釈に於いて迹本の流通の

『文句要伝』玄文止諸御抄出処私考

不同これあるべきなり^(五〇)。

と云われている。これについては、種々論じられているが、

迹門に本為^(五)法身^(六)迹為^(七)八相^(八)と之を明して体用本迹これあり。本門に約教の積これあり、大旨は迹門開權顕実の上の久本顕本なる故に四教の相有るべからずと雖も、顕本本妙の体内に果頭の四教宛然と之を備へ法尔として前三為^(九)鹿後一為^(一〇)妙等と之を照了して随縁本覺の四教これあり。記に云く、本中約教則不^(一一)從^(一二)教判^(一三)但點^(一四)遠本^(一五)遠妙自彰、等と積する是れなり。此の如く意得れば一部に歴て四種の消積明鏡なり。之に依つて疏の一に云く、始從^(一六)如是^(一七)終^(一八)而去^(一九)皆以^(二〇)四意^(二一)消^(二二)之^(二三)。

と結論し、宗祖が『撰時抄』に云われている如く、当家の立場においても、一部に亘つて四種積は用いられ得ると會通されているのである。また、四種積相互の関係についても、詳しく論じられているが、結論として

口伝に云く、四種積とは記の一の積の如く因縁積を以て惣体と為すなり。謂く、因縁は仏界と九界と十法界なり。約教は權実記小の九界なり。本迹は本迹久成の仏界なり。此の權実本迹記小久成を以て前の因縁積に惣すれば十界互具界如三千の南無妙法蓮華經なりと云へば總て第四の觀心の重なり。此の觀心は本因妙名字信行の觀心なり^(二四)。とされるのである。

四要品については、『弘經抄』では第八卷の後半に詳しい解説があり、当家の要品觀が示されていることは周知のことである^(二五)。また、「如是我聞の上の妙法蓮華經」については、『弘經抄』第一卷の後半より如是我聞等を解釈する中で詳細にふれられているが、隆師の立場を示す一節を引用すれば、

示して云く、通序五義の初の如是の所詮の法体即諸法実相なりと天台宗に云ふは上みの天台宗の觀心の如く万法唯理の觀心なる故に体妙実相の觀心にして迹門正意在顕実相の觀心なり。次に如是の法体妙法蓮華經なりと云ふ

は本門流通の日蓮宗の意なり。されば諸御抄、報恩抄等に如是我聞の上の妙法蓮華経は一部の意なるのみ⁽¹⁾等と述べられる所である。

以上の如く、「要伝」と『弘経抄』を比較対照してゆく時、必ずしも両者の直接の関係を示す証拠は見出し難いが、全体としては『弘経抄』の著述の準備としての性格が否定し難いように思われる。現存の『弘経抄』も『開述顕本宗要集』と同じく、草稿本の段階から清書本に至るまでいくつかの段階が考えられるのであり、「要伝」の筆跡が前述の如くみられるとすれば、その可能性はたかいたみてよいのではないであろうか。

この推測を補強することとして、第一に「要伝」は、見消、書き入れが皆無ではないが、清書本で完本の如く見られる事で、「要伝」の内容は覚え書きにせよ、恐らく宗祖御書の内容の摘記・抜書のようなもの（現存の『諸御抄』所『御書抄』の如き内容のもの）が先行して、そこから更に編集したものとななければならぬであろうから、もっと早い頃の勉強のノートであれば別として、既に一往、教学研究を終えて体系を確立し、管見のいわゆる応用編の時代の筆蹟とみられる「要伝」としては、過去のノートの単なる整理とみるよりは『弘経抄』の如き、法華経解釈の為の準備の一とした方が自然と思われることが挙げられる。

第二には、後述のように『玄文止諸御抄出処』の内容と「要伝」のそれとを対照的に考察する時、両者の相違がそれぞれの編集目的を示唆するように感じられることである。

第三には、『弘経抄』第一九巻に二回引用されるのみで、恐らく他の著述に引用をみない『垂迹法門』が「要伝」の寿量品の下の「本果妙の事」の箇所⁽²⁾に引かれていることは、両者の関係を連想させる。

然しながら、「要伝」の「《法華文句》一卷、三段の下」では

観心抄一代三段一經三段二經六段頭本上序正流通

『文句要伝』『玄文止諸御抄出処』私考

『文句要伝』玄文止諸御抄出処私考

とあって、『弘經抄』にみえる「法界三段」の語は用いず、また『弘經抄』第八卷で「謀実事未定なり」としながらもその内容に疑点をあげ、かつまた所持の写本の表紙に後から「此御抄大不審也」とされて、他の著述には引用がない『三大祕法抄』を一回引用していることなど両者の違いも見受けられる。尤も『三大祕法抄』についての「要伝」の引用は書名を挙げていただけであるが、疑点を付するわけではないから、他の御書と同様の意味で列挙されているとみるべきであり、この点で「要伝」の成立が『弘經抄』以前であることの証拠ともみられよう。

三、玄文諸御抄出処

(一)書誌的問題

『玄文止諸御抄出処』(以下「出処」)全一卷は、尼崎市本興寺に隆師の真蹟が格護されている。現形態は卷子本であり、法量は、本紙の部分で二九・〇×二四三・〇糧である。

「出処」は、本興寺二八世日頭師(一六三三—一六八九)によって『玄文止並諸御書出所』という外題が付せられ、従って頭師の『御聖教惣目録』⁽²³⁾でも同名となっている。然しこの名称は内容に照らしても不適當であり、隆師自身による題号『玄文止諸御抄出処』が内題(恐らく原表紙に付せられた題号)として既に存在しているにも関わらず、このような名称がつけられたことは理解し難い。

「出処」は、もとは冊子本であつたらしく、恐らく頭師の修復の際に、卷子本に改めたものであろう。現存本の端裏には

奉寄進御聖教軸表紙十三卷之内

施主大坂天王寺屋六右衛門

と、修復費用の寄付者が記され、奥には

奉修復玄文止諸御書之出処巻

貞享三丙寅年正月廿三日

日顕花押

とある。

「出処」の制作年代を知る記述は全くないが、筆蹟をみると、『開迹顕本宗要集』や『三大部略大意抄』の筆致によく似ており、筆の震えもみられる所から、隆師晩年に近い筆蹟とみられるものである。

(一) 隆師文献中の位置

「出処」は前項でもふれた如く、隆師文献中では、著作類ではなく、メモ・覚書の類に属するものである。天台三大部を当家の立場よりどうみるか、すなわち隆師の整理に依れば、像法天台の外宜迹面の天台三大部に対して、末法日蓮の立場、即ち天台内鑑本密の三大部をどう読み解くかの用意として、天台三大部に関する宗祖御遺文の言及を集成したものである。それ故に、隆師命名の『玄文止諸御抄出処』とは、『法華玄義』『法華文句』『摩訶止観』の全体或は部分的内容に関連せる宗祖日蓮大聖人の御遺文の該当箇所、とでもいうべき意味であるとみられ、『玄文止並諸御書出所』では意味が異なってくるのではあるまいか。

「出処」の内容の要点が以上のようなものとすれば、これは「要伝」とおなじ部類に属するものであることは自然に理解される所であろう。そして、内容的には「出所」の『法華文句』に関する部分を増広したものが「要伝」の如くみえるが、年代的には「出所」の方が後であり、編集方針も少し異なっているように思われる。そこで次には、も

『文句要伝』『玄文止諸御抄出処』私考

『文句要伝』玄文止諸御抄出処私考

う少し詳しく内容をみてみることにしたい。

(三)内容について

周知のごとく、宗祖の御遺文は、主として天台大師の法華三大部と、妙楽大師のそれに対する末注の、いわゆる天台本末六十巻を法華経解釈の主たる参考文献としつつ、宗祖の信仰・教義を述べたものであるが、その場合、天台・妙楽の文意そのままではなく随義転用して、宗祖の義を述べられる場合があり、そのことが宗祖教学を窺うには重要な視点となっている。そこで、隆師は天台三大部解釈に当たり、宗祖の立場より改めて三大部に向かうべきことを強く主張し、それを自ら実際に具体化したものが、前述の如く「要伝」「出処」として遺されたのであった。

今「出処」において取りあげられた宗祖御遺文は重複するものを除けば、全部で六九篇(但し、不明の一篇は除く)である。

これを更に玄・文・止各別にみる時は

玄義分 三七篇²⁶

文句分 四五篇²⁷(不明の一篇を除く)

止観分 二五篇²⁸

となっている。

さて、「出処」の内容を具体的にみる為に玄義分の冒頭を引いてみれば

玄義 御書文 観心抄初玄文止事

唱法華題目抄三大部事 得意抄大綱網目事 開目抄記小久成権実本迹本因果三千事

又云迹中法身常住事 撰時抄上末 三大部事 又云正像未弘事

撰時抄下初 覺大師謗法事（以下略）

のように記事が続いてゆくのであり、各遺文中の内容の中で、三大部の内容と関わりのある事柄について、大綱・要点を注意する簡潔なものである。このようなつかまえ方は、『弘経抄』第七五巻に

諸御抄の法門は第三教相の上に只肝要を取る大綱の一節なり。²⁹

とある観方に沿うものではあるが、「出処」の前程としては、これも前述の如く『諸御抄立所』『御書抄』のような文献から窺える作業が存在したことは当然であろう。

右の如く、「出処」は、天台三大部のそれぞれについて、関係する内容を検索しつつ、御遺文毎に覚え書きを編集したもので、その作製目的は、三大部そのものと御遺文との比較対照にあるように思われる。然しながら、先にみたように「要伝」は、『法華文句』と御遺文とを対照する形をとっているが、実は法華経の内容と、御遺文との対照が主なのであって、法華経の各品について、経文の説述順序に従って御遺文が列挙されているのである。ところが「出処」の文句分は、あくまで『法華文句』の大綱に関心があるようにみえる。他の箇所も同様である。この違いを眺めるとき、自から、両文献の編集目的がみえてくるのではなからうか。即ち「要伝」は『弘経抄』の述作の為の用意かと推測されるように、「出処」は『三大部略大意抄』の述作の準備の為に、作製されたのではないかと推量される所である。筆蹟から知られる著作年代の推定も、そのことを補強するように思うのである。こうしてみると『文句要伝』（文句の下）に対する「玄義の下」「止観の下」は、存在する理由がなかったとも言えよう。

なお隆師の『玄義教相の下』（玄義教相見聞、又は一帖抄ともいう）は、純然たる著述であり、今の場合とは関係はない。

『文句要伝』『玄文止諸御抄出処』私考

『文句要伝』玄文止諸御抄出処』私考

四、終わりに

以上、日隆聖人の真筆本『文句要伝』と『玄文止諸御抄出処』について、今日知られる所と、その内容の一端の紹介、及び両文献の成立についての管見を記した。「要伝」と『弘経抄』、「出処」と『三大部略大意抄』の関係については、殆ど推論であるが、御聖教類全体をできるだけ緊密に秩序づけつつ、日隆聖人教学を拝したいという観点から、現段階での視点を明らかにし、大方の御批判を仰ぐこととした次第である。

なお、両文献とも未刊であるが、『文句要伝』は両備八品講所蔵本中に写本一本を存する。²⁰⁾『玄文止諸御抄出処』は、現在までの所、写本の存在も未確認であり、且つまた両文献に対する解題の如きものも未見である。これもまた今後の探究課題である。

註

- (1) 拙稿「本能寺格護の御聖教類について」(『桂林学叢』第一四号五一頁)
- (2) 藤井学・安国良一編『本能寺文書・什宝等目録』一二頁
- (3) 信隆日秀稿『両山歴譜写書継稿』によれば、日仙師は文明八年(一四七六)京都に生誕。日定師の後、本興寺を董し、退山の後、京都妙蓮寺にも晋んだが、遺言によって共に歴世には数えずという。『法華宗年表』によれば、当初は金光院、後に詮量院と号せりと。永録元年(一五五八)寂、八三歳。
- (4) 『両山歴譜写書継稿』『法華宗年表』によれば、日衍師は永正八年(一五一一)の生誕。日承師の譲りを受け両山一四世として本能寺に晋むも、本能寺の変にあり、再建に尽力。天正一七年(一五八九)寂、七九歳。好学院と号す。
- (5) 『桂林学叢』第一五号別冊参照

『文句要伝』玄文止諸御抄出処私考

- (16) 『本門弘経抄』第一卷（隆全第二卷二六頁以下）
- (17) 『本門弘経抄』第一卷（隆全第二卷一四頁）
- (18) 拙稿「『開迹顯本宗要集』考」（『興隆学林紀要』第三号三八、五二頁）参照
- (19) これについては別の機会に論証したい。
- (20) 隆全第二卷五〇九、五二六頁。「垂迹法門」は定遺統集第九番
- (21) 隆全第一卷五五三頁
- (22) 尼崎市本興寺藏『三大秘法抄』の写本は隆師の所持本であったが、本文は隆師の直筆ではない。但し、表紙の「此御抄大不審也」は隆師の直筆であって而も晩年の筆であると思われる。この点で「日蓮聖人遺文辞典 歴史編」（四二二頁上）の記事は遺憾ながら訂正を要するものである。管見では、隆師の『三大秘法抄』に対する立場は「真偽未決」ではあるが、偽書説に近いと拝するものである。「要伝」の三大秘法関連の御書の中に『三大秘法抄』の名をあげながら、『弘経抄』の神力品の下の三大秘法の説明の箇所に、何故、書名をあげての引用がないのかの一事を以てしてもそれは明白である。此等の詳細は、別の機会に公表したい。猶隆師所持本の本文が他筆であることは、株橋日桶稿「日隆聖人所用の現存御書写本について」（『桂林学叢』第八号一九頁）参照。
- (23) 原本は尼崎市本興寺藏。刊本は『桂林学叢』第四号三三六頁参照。
- (24) 例せば『四信五品鈔』中の「文句九云、初心畏縁所_レ紛動妨_レ修止業、直專持此経即上供養、_レ廢事存理所益弘多。此釈云縁者五度也、……云_レ廢事存理者捨戒等事專題目理云云。」（定遺二二九七頁）の廢事存理の解などはその代表的なものであり、隆師の天台内鑑本密の三大部とは、このような解釈を徹底して解した三大部を言うのである。
- (25) 繁雑であるので、定遺番号のみをあげる。

